

小規模事業者に対し、事業継続支援助成金を支給します

～事業継続支援助成金の申請手続きについて～

新発田市では、新型コロナウイルスにより売上げが減少しているにも関わらず、国の持続化給付金や県の休業要請協力金、市の家賃補助金などの支援を受けることができない小規模事業者に対し、事業継続を支援するための助成金制度を作りました。

この助成金の申請受付を令和2年8月17日から開始しますので、お知らせします。具体的な申請方法は下記のとおりとなりますので、ご確認ください。

制度概要

対象者	<p>下記のいずれも満たす事業者</p> <ul style="list-style-type: none">▶ 市内に本社又は本店がある従業員5人以下（非正規除く）の法人及び個人事業主▶ 新潟県の第1期休業要請の対象外事業者▶ 今年4月～6月の各月の売上減少率がいずれも前年同月比5%超50%未満 <p>※令和2年7月時点で国の持続化給付金の申請対象となる方は、当制度の対象にはなりません！</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"><p>【参考】新潟県の休業要請の対象施設は新潟県ホームページでご確認いただけます。 https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/sangyoseisaku/sikyu.html</p></div>
補助金額	一律5万円
必要書類	<ul style="list-style-type: none">▶ 事業継続支援助成金申請書兼請求書（市ホームページからダウンロードできます）▶ 昨年度確定申告書の写し {青色の場合：確定申告書第一表、所得税青色申告決算書2枚 / 白色の場合：確定申告書第一表 {法人の場合：確定申告書別表一、法人事業概況説明書2枚(両面)▶ 振込先口座通帳の写し
申請手続	<p>必要書類一式を郵送、または下記「事業者支援総合相談窓口」に直接提出</p> <ul style="list-style-type: none">▶ 郵送：市商工振興課 事業継続支援担当(〒957-8686 新発田市中央町3-3-3)▶ 窓口：市事業者支援総合相談窓口(新発田市中央町4丁目8番11号 新発田市別館3階) 開設時間：平日9時00分～17時00分 <p>※感染症拡大防止のため、可能な限り郵送による提出をお願いいたします</p>
申請期間	令和2年 8月17日 ～ 令和2年 9月30日（予定）

■ 問い合わせ先

新発田市商工振興課商業・まちなか振興係 ☎ 0254-28-9650